

指定給水装置工事事業者申請における必要書類等一覧表

			提出書類等											
			・指定給水装置 工事事業者 指定申請書 ・機械器具調書及び 写真	指定審査 手数料	指定事項 変更届出書	主任技術者 選任・解任届 出書（※3）	誓約書	暴力団、暴力団員 又はこれらの者と 密接な関係を有す る者に該当しない ことの誓約書	定款の写し	登記事項 証明書（履歴 全部事項）	住民票 の写し	・給水装置工 事主任技術者 免状の写し ・保険証の写 し	指定証	事業所の写 真 （外観・内 部・資材置 き場）
			様式第1号	—	様式第10号	様式第3号	様式第2号	—	割印・原本証明（※1）	原本				
新規		法人	○（※3）	10,000円		○（※3）	○	○	○	○	○	後日発行	○	
		個人	○（※3）	10,000円		○（※3）	○	○			○		○	○
変更	氏名（※3） 名称 住所	法人		○（※3）				○	○			名称変更の 場合、返納	○	
		個人 （※2）		○（※3）						○			○	
	代表者（※3）	法人		○（※3）		○	○	○	○					
	役員（※3）	法人		○（※3）		○	○		○					
	給水装置工事 主任技術者の変更 （選任・解任※ 3）	法人		○（※3）	○						○（選任時）			
		個人		○（※3）	○						○（選任時）			
廃止・休止			指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 （様式第11号）					廃止・休止した日から30日以内					返納	
再開								再開の日から10日以内						

注意 ※1 各ページの見開き部分に代表者印で割印し、かつ原本証明（年月日、「本書は原本と相違ありません。」等の原本と相違ない旨の文言、会社名、代表者名を記入し、社印を押印）をしてください。

※2 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」です。

※3 会社名、代表者名、役員名、主任技術者名についてはフリガナの記載をお願いします。

その他 ・法人、個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。

この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。

・法人格の変更（有限→株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

・その他不明な点は、上下水道局サービス課までお問い合わせください。（電話 0564-23-6569）